

人間性を重視した能力拡張 (humanity-oriented augmentation) の ための社会的規範

小塚莊一郎

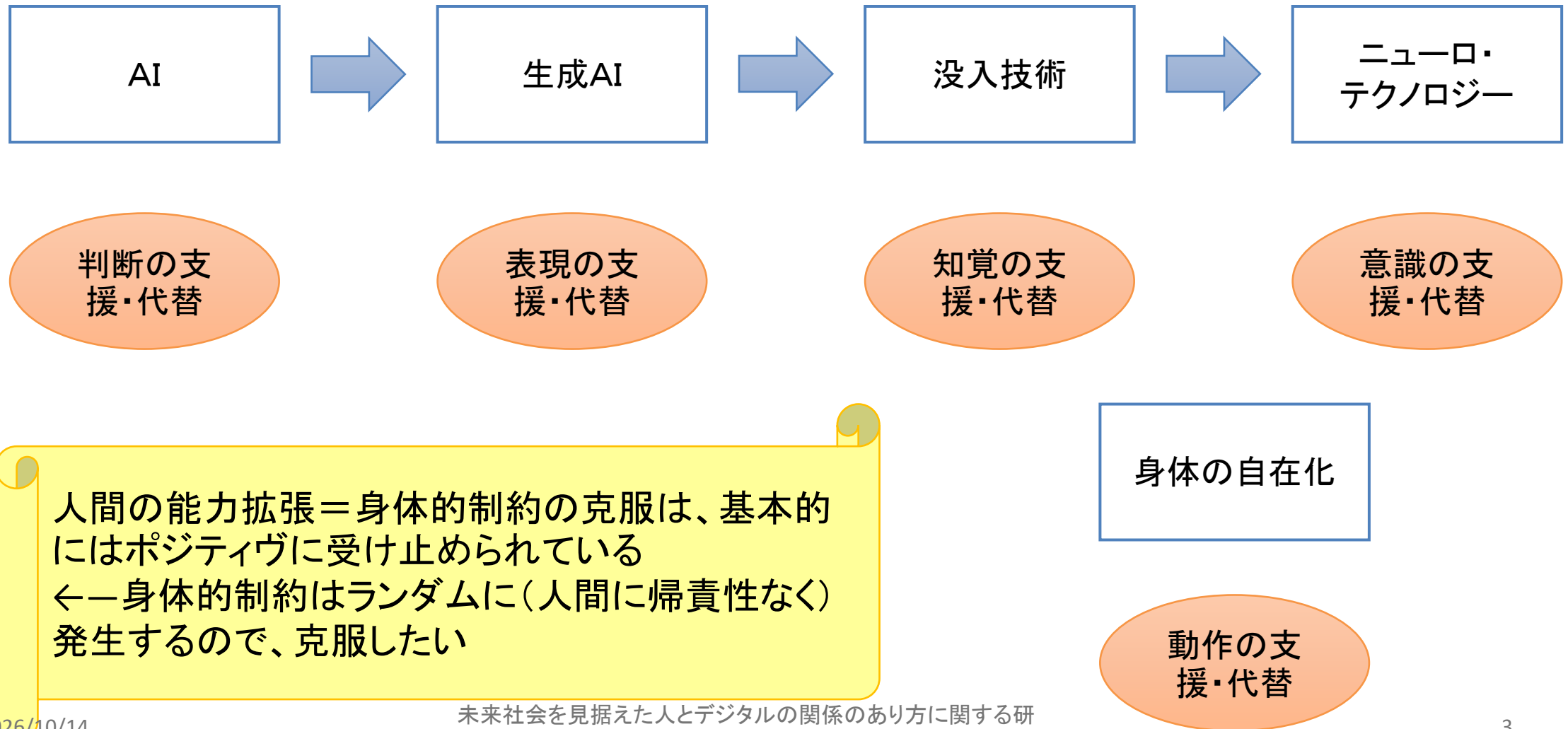
(学習院大学法学部教授)

問題意識

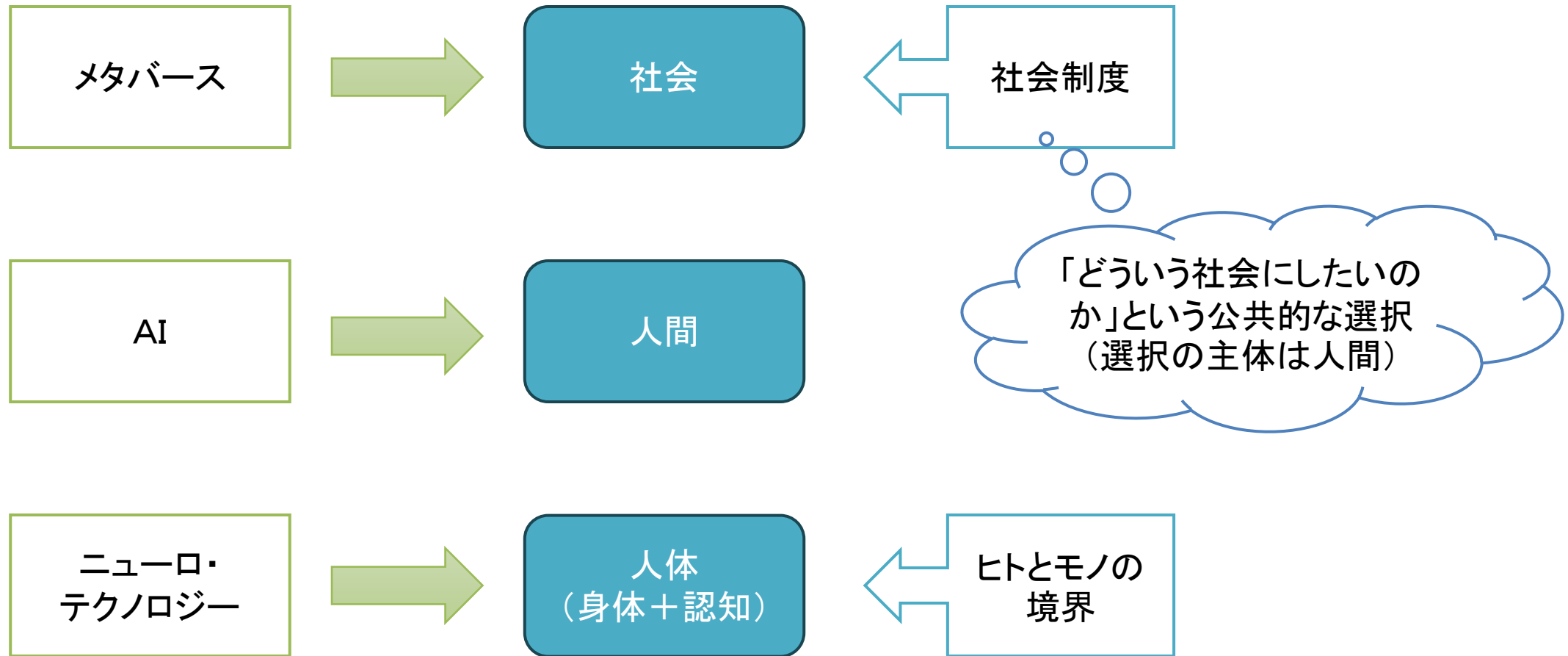
- 「2050年の社会」
 - 技術から予測される部分もあるが、政策で決まる(変わる)部分もあるのではないか？
- 国家(日本)の政策←国民の選択
 - 国際社会の選択
 - 国家間の取り組みによる国際的政策←各国(の国民)の選択
 - 国家を通さない社会からの働きかけ←国際社会(の人々)の意思
- これらすべてを含め、「社会的規範」の問題として考える

本来は、法哲学、公共哲学などの専門家に聞くべき問題である(報告者はその専門ではない)が、法律家として、他分野の専門家とのコミュニケーションのため問題提起することが今回の趣旨

デジタル技術による人間の能力拡張



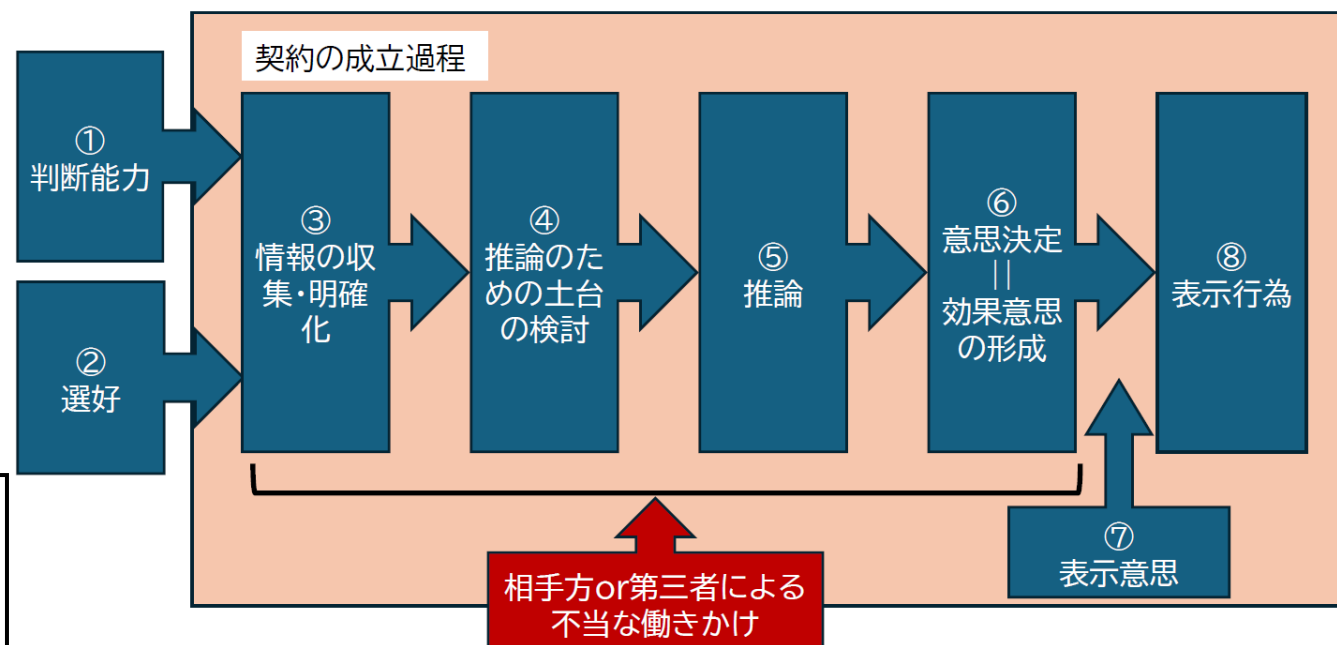
能力拡張が影響を与えるレベル



能力拡張と社会制度

「消費者委員会 第3回人工知能(AI)技術の利用と消費者問題に関する専門調査会」大塚委員資料より

意思表示の構造(再):田中報告を参考に



技術の発展が制度の対応を要求する例:
生成AIが「選好」の形成に入り込む＝近代法(近代的人間観)の前提であった「意思形成の自律性」が崩れ、選好形成自体を守る必要性

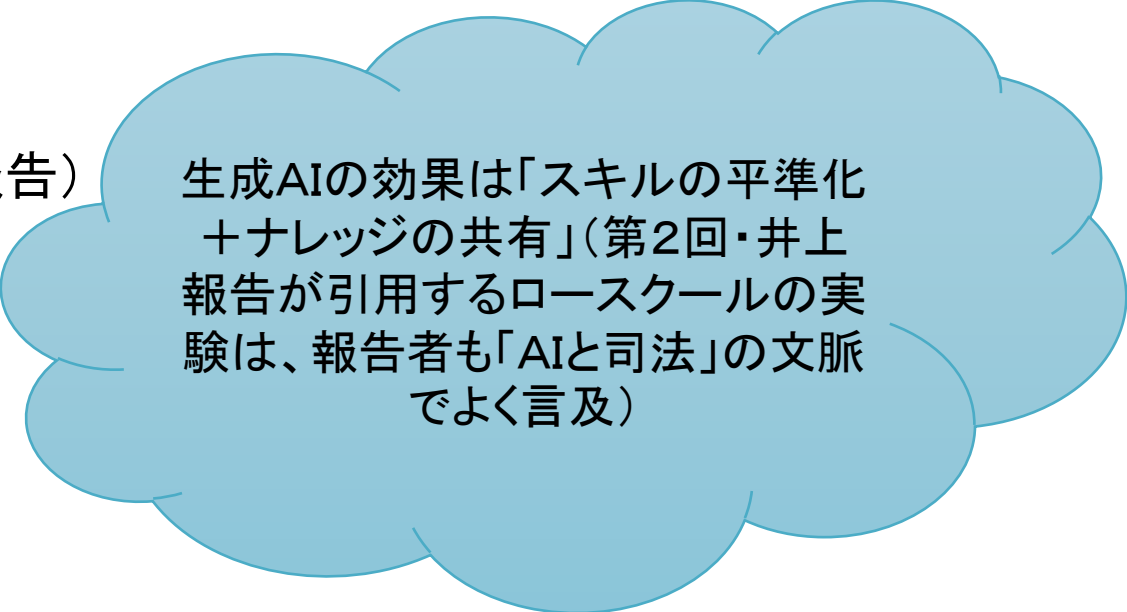
2026/4/23

第3回 人工知能(AI)技術の利用と消費者問題に関する専門調査会

7

能力拡張の積極面

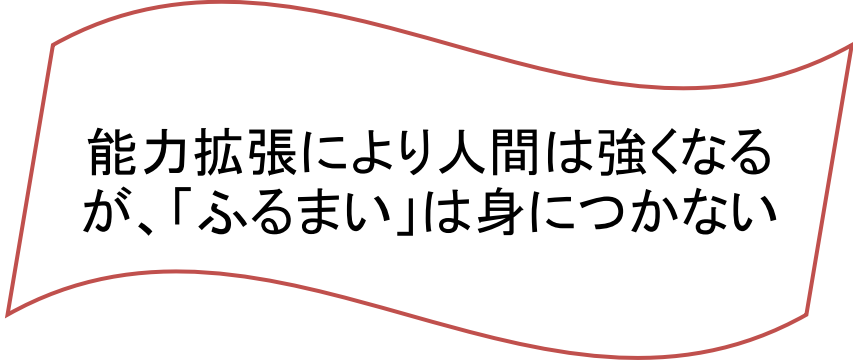
- 人間の能力の底上げ＝民主化
 - Co-creatorとしてのα世代(第2回・野田報告)
 - アイディア即プロダクトの経済(第2回・井上報告)
- 問題は、「それでわれわれは幸せになるのか」
 - 既視感(déjà vu)を抱かないでもない
 - インターネット黎明期の「反国家法主義」
 - The DAOの流出事故における解決(“We have our Supreme Court, we have our community!”)



生成AIの効果は「スキルの平準化
＋ナレッジの共有」(第2回・井上
報告が引用するロースクールの実
験は、報告者も「AIと司法」の文脈
でよく言及)

歴史の教訓

- インターネットによる「言論の民主化」
 - 言論活動をエリートから解放
 - 活版印刷や聖書の口語訳にもたえられた
- 振り返ると、
 - 実現した成果: 情報へのアクセスの容易化
 - 発生した弊害: 公共性を掘り崩す言論



能力拡張により人間は強くなる
が、「ふるまい」は身につかない

歴史の教訓

(参考)小塚莊一郎「宇宙開発利用の今後と法的課題」法律のひろば74巻4号32頁(2021)

「将来の宇宙開発や宇宙ビジネスをめぐる昨今の議論は、1990年代のインターネット法の議論をデジャヴのようによみがえらせる。初期のインターネット法に関する議論では、テクノロジー企業が拠点を置く米国西海岸のカルチャーにも影響されて、政府の役割や国家の介入に否定的な雰囲気支配的であった。自律的なバーチャル空間が現実の生活の中に突如として出現したことは、壮大な実験のようでもあり、現実には閉塞感を抱いた人々に夢を与えたかもしれないが、他方で、あまりにもアナーキーな空間では、20世紀の半ばまでに市民社会がようやく築き上げてきた基本的なルールさえしばしば無視された。バーチャル空間の基本的なインフラとも言うべきドメインネームには「所有」も「占有」も確立されず、著作権を無視した大量のコンテンツがアーティストを苦しめ、無法の言説に苦しむ人が命を落とす悲劇も繰り返されるインターネットの現状を見ると、この空間が生まれた時点で、もう少し慎重に秩序を確立しておくべきではなかったかという思いは、筆者だけのものであろうか。将来の宇宙空間や、やがて生成すると期待される月面上の社会において、インターネット法の教訓から学ぶことができるかどうか、人間社会が試されているように感じられてならない。」

「人間性を重視した能力拡張」の概念

「行為主体感」
(第2回・持丸報告)

- 人間拡張が(技術面で)進んでいくとき、
 - 最終的なよりどころは、「自分が人間として生きている」という実感(身体性、主体感)なのではないか
＝人間性を重視した能力拡張
- AIについては「人間中心」の基本理念→さらに能力拡張が進むと、「人間」の境界自体があいまいになるので、「人間性」(humanity)がカギではないか
- 自由社会では、
 - (人間の能力の)どこを代替するか、拡張するかは個々人の選択
 - 公共性を持つ場合＝他者とのかかわりを伴う場合は公共的選択
 - 国家の役割＝社会を構成する個人が身体性・主体感を持てるような前提条件の整備

「伊能忠敬界限」
(第4回・野田構成員発言)

コアになる価値観

- 「人間性を重視した能力拡張」を確保するために必要な価値観
 - 人間の自由・尊厳
 - 個人の自律性
 - 民主主義(?)
 - 正確に言えば、「個人の自由・自律性を尊重した公共的選択」
- 社会における公共性の維持・確保
(技術による能力拡張との軋轢が大きい)

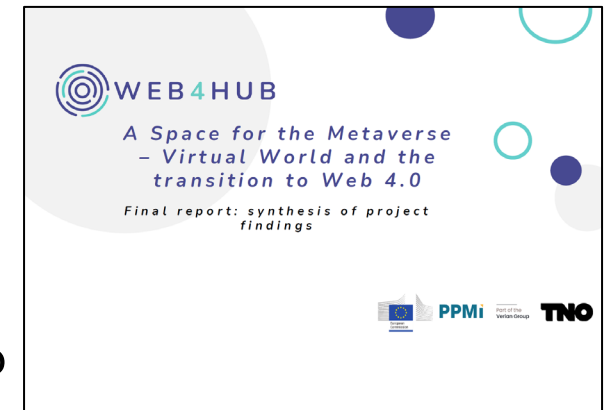
EUが「人間中心のAI」を提唱した際、日本の議論と結論は共通していたが、基本権(基本的人権)との紐づけが前面に出ていた

国家の役割

- 「社会を構成する個人が身体性・主体感を持てるような前提条件」
 - 技術開発自体を規制・抑制
 - 生成AIの開発をめぐり議論
 - 技術の利用に関して(開発自体は規制しない前提で)、
 - 個人の選択は強制できない
 - 公共的选择に国家が介入することも望ましくない(民主主義)
 - アーキテクチャを通じて選択を誘導(ナッジ)することはあり得る(ナッジが許容される程度については見解が分かれ得る)
 - 公共的选择が十全に行われるための前提＝健全な情報環境
 - 選好形成・認知のレベルまでデジタル技術(AIなど)が入り込んでくることへの自覚的な対応
 - 技術基盤(インフラ)の維持・確保

Web 4.0のガバナンスに関するEUの総括セミナー

- コネクティビティとインフラ
- アーキテクチャとトラスト
- 主権と国際競争力



社会規範の非国家的な形成・展開

- 能力拡張により、多様なコミュニティへの帰属が進むとの見立て(ボーダーレスになる可能性大)
 - 「サイバーフィジカル社会」(第3回・大山報告)
 - 「多層化」「多場化」「多己化」(第2回・野田報告)
 - 「物理世界と同期するメタバース」(第3回・三宅報告)
- 多様なコミュニティから発生する社会規範形成のイニシアティヴ
 - 一見、国家間の取り組みに見えるものにもグローバルな「社会の関与」があるケース
 - (歴史上の事例)国際連盟の設立には民間のイニシアティヴもあり、それは、連盟設立後に「国際知的協力委員会(ICIC)」として機能した
- ただし、
 - 「多数決で変えられないもの」(個人の自由・尊厳)を侵害しないことが必須
 - 国家との協働——マルチステークホルダープロセス